

平成 30 年 10 月 31 日

お客様各位

有限会社 飯田産業
代表取締役 飯田 喜作

一般廃棄物及び産業廃棄物の事業停止処分に関するお詫び

この度、当社は千葉市より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」）第 7 条の 3 第 3 号・法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の通り事業停止処分を受けることとなりました。

このような事態を招いたことを深く反省し、お取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますこと、心から深くお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止め、今後このような事態を招くことがないよう、社内管理体制を強化し、全社員が一丸となって再発防止に努めて参ります。

記

1.事業停止処分の内容

(1) 処分原因

産業廃棄物許可車両で許可外の事業系一般廃棄物(可燃ごみ)を収集し、公道上で一般廃棄物許可車両に積み替えをした行為

(2) 停止の対象となる事業範囲

千葉市一般廃棄物収集運搬業の停止

千葉市産業廃棄物処分業の停止

*産業廃棄物収集運搬については、この度の事業停止処分の対象外

(3) 事業停止期間

平成 30 年 11 月 14 日から平成 30 年 12 月 13 日までの 30 日間

2.再発防止に向けた今後の対応

(1) 社内管理体制の強化

(2) 回収関連業務の定期監査を実施

(3) 回収ルートの新構築とタブレット管理

(4) 従業員に対する教育・啓発体制の構築

(5) お客様へ分別ルールや廃棄物関連情報の発信

以上